

契約書（案）

公益財団法人新国立劇場運営財団（以下「甲」という。）、*****（以下「乙」という）は、新国立劇場公式Webサイト稼働基盤等一式賃貸借に関して、次の通り契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1章 総則

（契約の目的）

第1条 本契約は、甲が、乙に対して依頼する下記の点について、基本的な契約事項を定めることを目的とする。

- ① Webサイトの運用に必要な稼働基盤を整備し、同サイトの公開が可能な環境を構築すること。
 - ② 構築した環境において、現行環境と同様にWebサイトが稼働するよう、データの移行や必要な設定を行うこと。
 - ③ 稼働基盤等の保守体制を整備すること。
 - ④ その他必要な事項
- 2 本契約は、この契約書のほか以下の各号の文書から構成され、合わせて本契約の内容を規定するものとする。
- ① 令和6年3月付「令和6年度新国立劇場公式Webサイト基盤構築等賃貸借仕様書」（以下「仕様書」という。）
 - ② その他、本契約締結までに甲乙間で取り交わされた文書

（賃貸借期間、利用期間、引き渡し、瑕疵）

第2条 賃貸借期間は、令和6年7月1日から令和9年6月30日までとする。

- 2 稼働基盤及びWebサイトの引き渡しにおける、検収方法については、次の各号のとおりとする。
- ① 甲は、別途甲乙協議の上定める期間（以下、「検査期間」という。）稼働基盤及びWebサイトが、仕様書及び事前の打合せ結果と合致するか否かを検査しなければならない。なお、検査期間内に検査の可否の通知がなかった場合は検査期間満了をもって、本条所定の検査に合格したものとする。
 - ② 甲は、稼働基盤及びWebサイトが前項の検査に適合する場合、乙に通知するものとする。また、甲は、稼働基盤及びWebサイトが前項の検査に合格しない場合、乙に対し不合格となった具体的な理由を明示し、修正又は追完を求めるものとし、不合格理由が認められるときには、乙は、協議の上定めた期限内に無償で修正して甲に納入し、甲は必要となる範囲で、前号所定の検査を再度行うものとする。
 - ③ 本項所定の検査合格をもって、稼働基盤及びWebサイトの検収完了とする。
- 3 本件業務に於ける瑕疵担保責任については、次の各号のとおりとする。
- ① 前項の検収完了後、稼働基盤及びWebサイトに瑕疵が発見された場合、甲は乙に対して当該瑕疵の修正を請求することができ、乙は、当該瑕疵を修正するものとする。但し、乙がかかる修正責任を負うのは、稼働基盤及びWebサイトの引き渡し後12ヶ月以内に甲から請求された場合に限るものとする。

- ② 本項第 1 号にかかわらず、瑕疵が軽微であって、修正に過分の費用を要する場合、乙は前号所定の修正責任を負わないものとする。
- ③ 本項第 1 号の規定は、瑕疵が甲の提供した資料等又は甲の与えた指示によって生じたときは適用しない。但し、乙がその資料等又は指示が不適當であることを知りながら、又は過失により知らずに告げなかったときはこの限りでない。
- ④ 引き渡し後の運用支援に於いて稼働基盤及び Web サイトに新コンテンツ又は新機能がリリースされた場合、本項の規定は当該新機能に準用される。

(契約終了後)

第 3 条 本件業務の契約期間が終了した後も、甲が継続して稼働基盤及び Web サイトを利用することを希望する場合には、甲乙協議の上、契約を延長することにより、引き続き利用を行えること。延長後の契約金額については甲乙間の協議により定めることとする。

2 本件業務の契約期間満了により、賃貸借を終了する場合、乙は、稼働基盤内にある全てのデータを出力し、財団に提供すること。

(契約金額)

第 4 条 契約金額は以下の通りとする。契約金額には仕様書を満たす全ての経費を含むものとする。

契約金額総計 金 * * * * * 円 (消費税及び地方消費税込)

(支払)

第 5 条 甲は乙に対し、前条の契約金額総額を契約期間月数で除した額を、賃貸借開始後、1 ヶ月ごとに支払うものとする。除算の際に端数が発生した場合は切り捨て、最終支払い時に総額との調整を図るものとする。なお、契約金額は、本契約の締結時における消費税率に基づく金額であり、本契約期間の中途において消費税率が改正された場合には、改正以後の支払金額に関する消費税額は改正後の税率に基づき算出することとする。

2 乙は、該当月の翌月 5 日までに甲の担当部署に請求書を送付し、甲は請求書を受領した月の翌月末までに支払うものとする。

3 乙の責に帰すべき事故により、甲の業務執行に支障を生じた時の賃貸借料については、甲乙協議の上、当該月の賃貸借料を減額できることとする。

第 2 章 資料及び情報の取扱い

(資料等の提供及び返還)

第 6 条 甲は乙に対し、本契約に定める条件に従い、本件業務遂行に必要な資料等の開示、貸与等の提供を行うものとする。

2 前項に定めるもののほか、乙から甲に対し、本件業務遂行に必要な資料等の提供の要請があった場合、甲乙協議の上、甲は乙に対しこれらの提供を行うものとする。

3 本件業務遂行上、甲の事務所等で乙が作業を実施する必要がある場合、甲は当該作業実施場所(当該作業実施場所における必要な機器、設備等作業環境を含む。)を、甲乙協議の上、乙に提供するものとする。

- 4 甲が前各項により乙に提供する資料等又は作業実施場所に関して、内容等の誤り又は甲の提供遅延によって生じた乙の本件業務の履行遅滞、納入物の瑕疵等の結果については、乙はその責を免れるものとする。但し、乙が内容等の誤りあることを知りながら、又は過失により知らずに告げなかった場合はこの限りではない。
- 5 甲から提供を受けた資料等（次条第2項による複製物及び改変物を含む。）が本件業務遂行上不要となったときは、乙は遅滞なくこれらを甲に返還又は甲の指示に従った処置を行うものとする。

（資料等の管理）

- 第7条 乙は甲から提供された本件業務に関する資料等を善良な管理者の注意をもって管理、保管し、かつ、本件業務以外の用途に使用してはならない。
- 2 乙は甲から提供された本件業務に関する資料等を本件業務遂行上必要な範囲内で複製又は改変できるものとする。

（秘密情報の取扱い）

- 第8条 甲および乙は、本サービス遂行のため相手方より提供を受けた技術上又は営業上その他業務上の情報のうち、相手方が書面により秘密である旨指定して開示した情報、又は口頭により秘密である旨を示して開示した情報で開示後7日以内に書面により内容を特定した情報（以下あわせて「秘密情報」という。）を第三者に漏洩してはならない。但し、次の各号のいずれか一つに該当する情報についてはこの限りではない。また、甲、乙は秘密情報のうち法令の定めに基づき開示すべき情報を、当該法令の定めに基づく開示先に対し開示することができるものとする。
- ① 秘密保持義務を負うことなくすでに保有している情報
 - ② 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
 - ③ 相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報
 - ④ 本契約に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報
- 2 秘密情報の提供を受けた当事者は、当該秘密情報の管理に必要な措置を講ずるものとする。
 - 3 甲および乙は、秘密情報について、本契約の目的の範囲内でのみ使用し、本契約の目的の範囲を超える複製、改変が必要なときは、事前に相手方から書面による承諾を受けるものとする。
 - 4 甲および乙は、秘密情報を、本契約の目的のために知る必要のある各自（本契約に基づき乙が再委託する場合の再委託先を含む。）の従事者に限り開示するものとし、本契約に基づき甲及び乙が負担する秘密保持義務と同等の義務を、秘密情報の開示を受けた当該従事者に退職後も含め課すものとする。
 - 5 秘密情報の提供及び返却等については、第6条（資料等の提供及び返還）を準用する。
 - 6 秘密情報のうち、個人情報に該当する情報については、次条の規定が本条の規定に優先して適用されるものとする。
 - 7 本条の規定は、本契約終了後、5年間存続する。

（個人情報）

- 第9条 乙は、個人情報の保護に関する法律（本条において、以下「法」という。）に定める個人情報であって、本件業務遂行に際して甲より取扱を委託されたもの（以下「個人情報」という。）を第三者に漏洩してはならない。なお、甲は、個人情報を乙に提示する際はその旨明示するものとする。また、甲は、甲の有する個人情報を乙に提供する場合には、個人が特定できないよう加工した上で、

乙に提供するよう務めるものとする。

- 2 乙は、個人情報の管理に必要な措置を講ずるものとする。
- 3 乙は、個人情報について、本契約の目的の範囲内でのみ使用し、本契約及び本契約の目的の範囲を超える複製、改変が必要なときは、事前に甲から書面による承諾を受けるものとする。
- 4 個人情報の提供及び返却等については、第6条（資料等の提供及び返還）を準用する。

第3章 権利帰属

（納入物の所有権、著作権）

第10条 乙が、本契約に従い甲に納入する納入物について、乙又は第三者が従前から保有していた著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。以下同じ。）以外の著作権が発生する場合、この著作権は甲に帰属するものとする。

（知的財産権の取扱い）

第11条 本業務遂行の過程で生じた発明その他の知的財産又はノウハウ等（以下あわせて「発明など」という。）に関わる特許権その他の知的財産権（特許その他の知的財産権を受ける権利を含む。但し、著作権は除く。）、ノウハウ等に関する権利（以下、特許権その他の知的財産権、ノウハウ等に関する権利を総称して「特許権等」という。）は、乙に帰属するものとする。

- 2 乙が従前から有していた特許権等を本業務に利用した場合、又は前項により乙に帰属する特許権等が本業務に利用された場合、甲は、本契約に基づき本業務の納入物を自己利用するために必要な範囲で、当該特許権等を実施又は利用することができることとし、その費用は契約金額に含むこととする。

第4章 一般条項

（権利義務譲渡の禁止）

第12条 甲および乙は、互いに相手方の事前の書面による同意なくして、本契約上の地位を第三者に継ぎさせ、又は本契約から生じる権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、引き受けさせ若しくは担保に供してはならない。

（解約）

第13条 甲は、本契約を解約しようとするときは、解約を希望する日の3ヶ月前までに書面にて乙に通知するものとする。

- 2 前項により本契約を解約したときは、甲は乙に対し、第4条で定めた額の残に相当する額を支払うこととする。

（解除）

第14条 甲および乙は、相手方に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、何らの催告なしに直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。

- ① 重大な過失又は背信行為があった場合
- ② 支払いの停止があった場合、又は仮差押、差押、競売、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立があった場合

- ③ 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
 - ④ 公租公課の滞納処分を受けた場合
 - ⑤ その他前各号に準ずるような本契約を継続し難い重大な事由が発生した場合
- 2 甲および乙は、相手方が本契約のいずれかの条項に違反（別添の仕様書において定められた個々の作業の遅滞を含む。）し、相当期間を定めてなした催告後も、相手方の債務不履行が是正されない場合は、本契約の全部又は一部を解除することができるものとする。
 - 3 甲および乙について、暴力団が関与していることが判明した場合の契約解除については、次条の規定が本条の規定に優先して適用されるものとする。
 - 4 甲が本条第1項、第2項により契約を解除した場合、甲は、第13条第2項の義務を負わない。

（暴力団関与の場合の契約の解除等）

- 第15条 甲は、乙（法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）について、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員と関係があることが判明したときは、何らの催告なしに直ちに本契約を解除することができる。
- 2 乙が、本契約に関し、前項の規定に該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、且つ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、甲乙協議の上で変更後の契約金額）の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金の上限として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
 - 3 第1項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。
 - 4 第2項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。
 - 5 乙が、第2項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。
 - 6 甲が本条第1項により契約を解除した場合、甲は、第13条第2項の義務を負わない。
 - 7 本条の規定は、本契約が終了した後も有効に存続するものとする。

（損害賠償）

- 第16条 甲および乙は、本契約の履行に関し、相手方の責めに帰すべき事由により損害を被った場合、相手方に対して、損害賠償を請求することができる。

（違約罰）

- 第17条 乙は、自己の責に帰すべき事由により、第2条第1項に定める賃貸借開始日を遅延させた場合、違約罰として、賃貸借開始予定日の翌日から実際の開始日に至るまでの日数に応じ、1年の総支払額に対し、年率14.6%の割合を乗じて計算した額を、甲に対して支払うものとする。

（FOSSの利用）

- 第18条 乙は、本サービス遂行の過程において、本件システムを構成する一部としてFOSS（Free and

Open Source Software) を利用しようとするときは、当該 FOSS の利用許諾条項、機能、開発管理コミュニティの名称・特徴など FOSS の性格に関する情報、当該 FOSS の機能上の制限事項、品質レベル、バグ情報、保守情報、及び本件への適合性その他等についての調査結果などの情報に関する適切な情報、さらにはそれらの情報を専門家として検討・評価した結果を、書面により提供し、甲に FOSS の利用を提案するものとする。

- 2 甲は、前項所定の乙の提案を基に、FOSS の採否を決定する。
- 3 乙は、FOSS に関して、著作権その他の権利の侵害がないこと及び瑕疵のないことを保証するものではなく、乙は、第 1 項所定の第三者ソフトウェア利用の提案時に権利侵害又は瑕疵の存在を知らず、若しくは重大な過失により知らずに告げなかった場合を除き、何らの責任を負わないものとする。

(和解による紛争解決)

- 第 19 条 本契約に関し、甲乙間に紛争が生じた場合、甲、乙は、第 20 条所定の紛争解決手続をとる前に、協議を十分に行うとともに、次項の措置をとらなければならない。
- 2 前項所定の協議で甲乙間の紛争を解決することができない場合、第 20 条に定める紛争解決手続をとろうとする当事者は、相手方に対し紛争解決のための権限を有する代表者又は代理権を有する役員その他の者との間の協議を申し入れ、相手方が当該通知を受領してから 10 日以内に東京（都市名）において、誠実に協議を行うことにより紛争解決を図るものとする。
 - 3 前項に定める認証紛争解決手続によって和解が成立する見込みがないことを理由に当該認証紛争解決手続が終了した場合、甲、乙は、第 20 条所定の紛争解決手続をとることができる。

(合意管轄)

第 20 条 本契約に関し、訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協議)

第 21 条 本契約に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、信義誠実の原則に従い甲乙協議し、円満に解決を図るものとする。

この契約を証するため、この本契約書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上各 1 通を保管する。

令和 6 年 月 日

甲 東京都渋谷区本町一丁目 1 番 1 号
公益財団法人新国立劇場運営財団
理事長 銭谷 眞美

乙